

令和 3 年
第 2 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和3年第2回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年2月25日（木）午後3時

会場 210会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第2回立川市農業委員会総会

令和3年2月25日(木)

立川市役所210会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	田中 佐一君
2番	金子 波留之君	11番	
3番	粕谷 久敬君	12番	
4番		13番	
5番	清水 清史君	14番	
6番	嶋田 貞芳君	15番	
7番	鳴島 広之君	16番	島田 加美君
8番		17番	
9番			

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂君
次長 奥野 武司君
係長 原島 邦雄君
主任 横井 雅司君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

皆さんのお手元に、ウドの品評会の受賞者の案内が来ているかと思うんですけども、農業委員会では、ウドの品評会の表彰状をお渡ししましたので。ただし、今回コロナの関係で、受賞者への表彰式はありませんので、当日お渡ししたということでございますので、その報告がこちらに入っております。

それと、あと、もう 1 点、3 月 8 日に顕彰農業者の表彰式を、市長が表彰状をお渡しすることになっておりますので、報告を申し上げたいと思います。

緊急事態宣言も来月 7 日までということで、どうもニュースを見ると、7 日で解除されるのではないかなんていう話ですけども、解除後も引き続き、コロナも収束したわけではありませんので、また、やはりある程度、自粛ではないんですけども、いろんな制限があるかなと思いますけれども、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 3 年 2 月、第 2 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

先月に引き続き、今月も出席委員を制限させていただいておりますが、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定は満たしております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は 3 番の粕谷委員、5 番の清水清史委員をお願いしたいと思います。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 5 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の

規定による届出が4件。一括して事務局より報告をお願いしたいと思います。

局長 それでは、私のほうから事務報告を申し上げます。

報告事項(1)、事務報告といたしまして、A4縦長の資料をお手元で御覧ください。

2月12日(金)でございました。東京都農業会議理事会が開催されまして、会長に御出席をいただいております。

2月15日(月)、本総会に向けました現地調査を実施しております。

そして、本日、2月25日(木)、農業委員会の総会、終了後に全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。3月5日(金)、東京都農業会議の主任職員研修会の開催が予定されておりますので、事務局が出席の予定でございます。委員会としましては、3月15日(月)、3月の総会に向けた現地調査、25日(木)に午後2時より第3回の総会、終了後に全員協議会の開催を予定しております。開始時間が例月と異なっておりますので、御注意ください。

事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出、5件について御報告をいたします。

A4横長の委員会総会の報告資料を御覧ください。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目。農地の所在は曙町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は85㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は柏町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地内通路。面積は204㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は曙町2丁目の2筆。地目は、登記簿上

が畑、現況は宅地。面積は合わせまして277㎡。転用目的は事業用施設用地でございます。

4件目。農地の所在は砂川町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,452㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は上砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,684㎡。転用目的は事業用施設用地でございます。

それぞれ周辺の略図を併せて御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出4件につきまして御報告をいたします。

譲渡人、譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は一番町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は970㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は上砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は397㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は砂川町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は4,795㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は西砂町2丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は598㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

報告事項は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま御報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項については

これで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、2件を議題に呈します。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 それでは、農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明、1件について御説明いたします。

現地調査を2月15日、申請者、代理人立会いの下、会長、島田加美委員、嶋田貞芳委員、鳴島委員、事務局で行いました。本議案第1号の2つの案件につきましては、同一被相続人に関連する案件でございますので、併せまして御報告いたします。

議案第1号の1と2。農地等相続人の住所・氏名につきましては、記載のとおりでございます。

1号の1、特例適用申請農地は一番町4丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、西武拝島線武蔵砂川駅の西、西武線北通りと残堀川の間位置する農地で、ギンナンが植え付けられておりました。

次に、1号の2、特例適用申請農地は上砂町5丁目の5筆、一番町3丁目の2筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、上砂川小学校の北側に位置する農地で、ギンナンが植え付けられておりました。

略図2-2を御覧ください。略図2-2は、略図2-1の南西、上砂川小学校の西側に位置する農地で、こちらにもギンナンが植え付けられておりました。中央部分に都市計画道路用地があるため、申請のような形状となっております。

続いて、略図2-3を御覧ください。略図2-3は、天王橋交差点の北西に位置し、五日市街道に面する農地で、お茶やサツキ、ツツジのほか、露地野菜などが作付されておりました。一部、農業残渣が見受けられましたので、片づけていただくようお願いしてございます。

どちらの農地も境界の確認ができ、肥培管理も大変良好でし

た。

議案第1号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田加美委員、嶋田貞芳委員、鳴島委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、島田加美委員、お願いいたします。

16番 1番、2番の方ということで、略図1、2-1、2-2ですか。ここはイチヨウが植えてあり、ギンナンの生産をしております。略図2-3ですか。ここはお茶、ブルーベリー、キウイフルーツと、また、サツキ等もあります。

どの畑も境界は全て確認できました。また、管理のほうもよくやられておりまして、本当に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 どこの畑についても肥培管理もよくできていましたし、境界も全て確認することができましたので、特段問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鳴島委員、お願いします。

7番 どこの場所も境界のほうはしっかりしていて、肥培管理にしても大変きれいで、大雨の日に見て大変だったですけども、特に本当にきれいだったので、よかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、質問などありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として

申請者に意思確認等を行いたいと思います。それでは、申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 きょうはありがとうございました。また、先日はありがとうございました。

それでは、私のほうからちょっとお話がありますので。

申請人には相続税猶予制度について十分に御理解いただいていると思いますが、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としては、相続税の納税猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続さえすることができなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、最初に農業経営部会の副会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは、初めに、島田農業経営部会副会長、お願いいたします。

16番 本日はどうも、お忙しい中、おいでいただき、ありがとうございます。また、先日は雨の中でいろいろ大変でしたね。

相続税納税猶予制度は、農業だけに適用される特別な制度です。そして、この制度の適用を受けた農地には申請者御本人などが生涯にわたり農業経営を続けていく義務が生じます。仮に病気やけがなどで農業経営が難しくなってしまう事態が生じたとしても、継続していかなければなりません。

そこで、お尋ねします。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

また、万が一、御自身での農業経営が難しくなられた場合、御家族の方の御協力などはいかがでしょう。

お願いします。

申請人 昨年までは当世帯については兄がおりまして、兄を中心に、

私、また、妻と義理の姉を中心に果実の生産を行ってまいりました。ただし、昨年8月に急死しましたので、これからについては、たまたま父、母の弟の子ども、いところになるんですけども——が、まだ健在でおりまして、もう今年の9月ぐらいから一生懸命、果実の収穫だとか、いろんなことで手伝いをしていただいています。今のところ、私も、年齢はいつていますけれども元気なので、おいしい果物をたくさん作っていきたいと思います。

ただし、どうしても不慮の事故とか病気で農業ができなくなった場合は、この農業委員会の皆様のお知恵を拝借して、今後どうするか考えていきたいと思っておりますので、そのときはよろしく御指導のほどお願いいたします。

16番 ありがとうございます。健康には十分留意され、長く農業経営を続けていただければと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 本日は、お天気もよくて、春を前にお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。

では、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している方の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お聞かせください。

申請人 皆様のお力添えで猶予が適用されれば、現在の計算でいきますと、総資産に対する12%ぐらいのパーセンテージでもって納税の金額を納付できれば、農業経営が維持できると考えております。また、先ほども言いましたけれども、自分が何かあった場合、家族みんなで力を合わせて、私は果物を作っているんですけれども、おいしいものを一生懸命作るように努力していきたいと思えます。

先ほど言いましたけれども、たまたまいとこが2人ほどおりまして、元気で手伝っていただけるので、多分貸し借りなく、また、息子が1人おるんですが、数年で定年を迎えるので、今年ちょっと話したんですが、何とか定年後には我が家を守っていただけるような話も聞いておりますので、その辺は安心しております。

以上でございます。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくをお願いします。体には十分気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

3番 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員さんで何か質問などありましたら、お願いしたいと思えます。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請者の方をお願いがでございます。

ただいま両部会長と副部会長から、いろいろと質問にお答え

をいただきましたけれども、猶予制度というものは国の制度であります。3年に1回は税務署に報告する義務がございます。その前に農業委員会が農地を現地調査して、適正に管理されているかどうかを確認してまいります。それで、適正に管理していれば証明書を発行して、報告書をつけて税務署に、3年に1回は報告しなくてはならない義務がありますので、そちらも併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、両部会長から質問などあった内容が、この封筒に入っております。お帰りになりましたら御家族、また、もしあれでしたら、また、いとこの方ですか——にもこちらを見ていただいて、相続税猶予制度というものはどういうものかということをも十分に理解していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今日はこれで終わりたいと思ひます。今日は本当にありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1と2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 現地調査を2月15日、申請者、代理人立会いの下、会長、鳴島委員、粕谷委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は砂川町8丁目の1筆、上砂町5丁目の2筆の一部となります。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、西武拝島線武蔵砂川駅の北東、上砂川小学校近くに位置する農地で、北側の農地では数種の植木が植え付けられているとともに、一部は新たな植え付けを行うとのことで整地されておりました。南側の農地では数種の植木に加え、自家消費用の野菜が作付されておりました。一部不明確な境界、農業残渣が見受けられましたので、改善いただくようお願いしてございます。

議案第 2 号の 2 と 3 につきましては同一世帯ですので、併せて御報告させていただきます。

特例農地は 2 号の 2 が西砂町 5 丁目の 1 筆、6 丁目の 2 筆。2 号の 3 が西砂町 6 丁目の 2 筆の一部となります。

略図 2 を御覧ください。略図 2 は、第七中学校の北東隅から北に市境まで延びる農地で、一面にお茶が植え付けられておりました。

略図 3 を御覧ください。略図 3 は、略図 2 の南側に連なる農地で、こちらにも一面にお茶が植え付けられておりました。

南北に長く伸びる広大な畑ですが、肥培管理は大変良好でした。

議案第 2 号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明、1 番を鳴島委員、2 番、3 番を粕谷委員にお願いします。

それでは、初めに、鳴島委員、お願いします。

7 番 この方は、実際は息子さんのほうが植木ということで、常に毎日のように働いているという形です。畑のほうは、どちらかというとな造園が主になっている部分が結構あるんですけども、畑に植えたものも販売しているということです。

境界線については、多少分かりづらい部分があったんですが、隣に建物が建っていて、それによって境が分かるので、はっきりするような、くい等のものを植え付けてくださいということ

で確認しております。

あとは、多少自分の食い分ということで、野菜をお母さんのほうで作っているという部分がありました。管理のほうはよくできていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷委員、お願いします。

3 番 この方は、番号 2 と 3 の方は親子ということで、同一の家族なので、まとめて発表させていただきます。

圃場につきましては、メインが養豚ということなので、圃場のほうはお茶を植えてありまして、機械で作業しやすいように、ほとんど南北に真っすぐ連なったお茶畑になっております。肥培管理のほうは本当に非常によく管理されていて、問題ないと思います。

また、境界につきましては、境界石が 2 か所ほど、ちょっと見つけづらいところがあったんですが、そこは建物のブロック塀が建ってしまっていて、境界については問題ないと考えます。

南のほうなんですが、実は、納屋のようなものが建ってしまっていて、相続のときには、そこにくいが入っていたそうなんですが、それがちょっと見分けられなくなったということなので、それは確認できるように、プラスチックのくいで、とりあえずいいので、入れていただくようお願いしておきました。

あとは問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明の件について、何か質問などがありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、4件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。今回は4件でございます。

議案第3号の1と2、3号の3と4につきましては、それぞれ買取申出事由の生じた方が同一の案件となっております。

まず、議案第3号の1、土地の表示は西砂町5丁目の1筆の一部で、面積は1,734.67㎡のうちの90㎡となります。続いて、議案第3号の2、土地の表示は西砂町5丁目の1筆、面積は1,291㎡。ともに申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第3号の3、土地の表示は幸町6丁目の1筆。面積は204㎡となります。議案第3号の4、土地の表示は幸町6丁目の2筆。うち1筆につきましては、その一部となっております。面積は合わせまして807㎡。ともに申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明1、2を粕谷委員、3、4を金子委員の順でお願いします。

それでは、初めに、粕谷委員、お願いいたします。

3番 これは同一家族ですので、まとめて1と2を発表させていただきます。

この方は昨年亡くなられてまして、ちょっとしばらく入院されていたのですが、圃場のほうは非常によく管理されていまして、ほぼ全て自家用の野菜なのですが、ネギ、タマネギ、また、ハ

クサイ等が植えてあります。空いているところもきれいに耕うんされていて、草等もほとんどなく問題ないと思います。また、南のほうに果樹ですか。自家用ということで、これもきれいに剪定されていて、問題ないと考えています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、金子委員、お願いします。

2 番 この方は、この案件の 3 と 4 は同一なので、一緒に発表させていただきます。

この方も、ずっと仕事はしていたんですけれども、ここ数十年、ちょっと病気がちで入院していたということで、兄弟 3 人で耕作を行っていたんですけれども、このたび亡くなられて、相続の関係で売るということで、畑自体は今は整地して、きれいにしてありますけれども、つい最近までは植木が植わっていて、非常によくやっている方であると思います。

本当に、だんだん畑が、自分の近くなので寂しいんですけれども、まあ、しょうがない事情かなと思ひまして、仕事自体はこの方はよくやっていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました件について、何か質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。ありませんね。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で何かありますか。

次長 事務局からは特にございません。

議長 何ものありませんか。

次長 はい。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

 次回の農業委員会総会は3月25日木曜日、午後2時からです。お間違いのないようお願いしたいと思います。部屋のほうは208・209会議室でございます。どうかよろしくお願ひします。

 本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後3時35分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員